

湖南省景観計画等の策定について

市は、今年度からの2ヶ年計画で、恵まれた自然環境、歴史文化遺産の保存と継承を図りつつ、地域の特色を生かした良好な景観形成を図っていくために、景観法に基づく『景観計画』の策定に取り組んでいます。

- ・滋賀県景観計画
- ・湖南省総合計画
- ・湖南省都市計画マスタープラン

上位・関連計画との適合を図り、都市計画マスタープランをベースに景観づくりに関する基本方針及び計画を策定。

平成24年度

◆湖南省景観形成の基本方針

1. 湖南省における景観の特性
2. 景観づくりの理念・目標と基本方針
3. 類型別景観づくりの方針
 - 〈面の景観づくり〉
山地・丘陵地景観、田園景観、市街地景観
 - 〈点の景観づくり〉
都市施設景観、自然・歴史文化資源景観
 - 〈線の景観づくり〉
河川景観、沿道・沿線景観、歴史街道景観
4. 重点地区景観づくりの方針
 - (1) 重点地区の景観づくりの方針
 - (2) 重点地区候補地の景観づくりの方針
 - ①東海道沿道
 - ②湖南三山周辺
 - ③野洲川および国道1号バイパス周辺
5. 景観づくりの具体的な進め方

基礎調査の結果を反映

アンケート調査の結果を反映

アンケート調査の結果を反映

平成25年度

◆湖南省景観計画（景観法に基づく法定計画）

-良好な景観形成に向けた建築行為の制限等に関する計画-

- 景観計画区域
(良好な景観形成に向け、建築行為の制限等を実施する対象区域を規定)
- 制限の対象とする行為
(一定規模以上の大きさの建築物・工作物や一定高さ以上の高さの建築物・工作物など、事前に届出が必要な行為を規定)
- 良好な景観形成に向けた基準
(高さや屋根の形状、色彩などの景観面で守るべき基準)
- 景観重要建造物、樹木の指定の方針
(良好な景観づくりの観点から重要なものとして個別に建造物、樹木を指定する際の方針)
- 屋外広告物の制限の方針
(屋外広告物に関する行為の制限に関する基本的な方針、方策)
- 景観重要公共施設の方針
(良好な景観づくりの観点から重要なものとして個別に公共施設を指定する際の方針)

市全体を対象区域とし、重点地区ではさらにきめ細かく制限の対象、基準を定める。

市全体は大規模行為を対象に行為を制限



重点地区はきめ細かく対象行為、制限を規定

重点地区の区域はアット等を参考に検討